平成２９年（フ）第２９１号
仙台市青葉区小松島１丁目４番３号　コーポマイライフ101
債務者　大野　則子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３０６号
仙台市宮城野区岩切分台３丁目８番地の５
債務者　只野和歌子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
秋田県能代市字鳥小屋33番地10　セントラルシティ21　Ｅ―102号
債務者　小林　尚志
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第２号
福島県南相馬市鹿島区西町２丁目129番地、前住所福島県南相馬市鹿島区西町３丁目43番地　鹿島西町第二応急仮設住宅２－３
債務者　大塚さとみ
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第１００号
茨城県常陸大宮市田子内町3247番地の２　市営桜の丘住宅Ｎ棟101号
債務者　廣木　靜佳
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１２５号
茨城県小美玉市山野369番地10
債務者　木綿　英之
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１３６号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2128番地の２、前住所茨城県水戸市大工町２丁目１番33―103号　サカザワビル
債務者　鄭　　正吉
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５２号
茨城県稲敷郡阿見町岡崎２丁目16番地13　パールライト103、住民票上の住所茨城県稲敷郡阿見町岡崎１丁目26番地３
債務者　原田　謙一
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１５０号
新潟市西区寺尾西３丁目26番９号　ワイズシーガル202号
債務者　玄間由美子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５７号
新潟市西区坂井東５丁目５番８号
債務者　伊東　智子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０号
富山県氷見市柳田2286番地２　柳田雇用促進住宅２号棟410号
債務者　松永　俊郎
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第５２号
金沢市大桑町平42番地１　自衛隊官舎Ａ棟404号
債務者　坂口　育美
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６９号
静岡県富士市久沢1691番地の21
債務者　山本千津子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１７６号
広島市佐伯区五日市中央３丁目９番25―10号201
債務者　石田かおり
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４１号
広島市南区宇品海岸１丁目10番７―913号
債務者　上野　孝宏
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４６号
山口県下関市武久町２丁目37番９号、前住所山口県下関市椋野上町２番19号
債務者　森山秀一こと　嚴　　秀一
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
愛媛県松山市北土居４丁目28番49号　リビングタウン北土居Ｉ―101号
債務者　山本　正宜
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
松山地方裁判所民事部